

# 多良間村観光関連事業持続化支援給付事業 交付要綱

## (名 称)

第1条 本事業の名称は、多良間村観光関連事業持続化給付事業（以下「本事業」という。）という。

## (目 的)

第2条 本事業は、令和3年4月12日から始まった沖縄県まん延防止等重点措置、及び同年5月23日から発令された緊急事態宣言、それに伴う多良間村の対処方針により、来島者が激減し、直接・間接的に影響を受け収益が激減した観光関連事業者の事業持続化を支援することを目的として実施する。

## (給付の対象)

第3条 本事業の交付を受ける対象は、村内に事業所を有する次条に掲げる観光関連事業者とする。ただし、令和2年分確定申告を行っていない事業者は、給付を受けることができない。

## (事業者の種類)

第4条 前条における本事業の交付を受けることができる事業者は、次の各号の一の掲げる事業者とする。

- ① 飲食業
- ② 宿泊業
- ③ マリンレジャー業
- ④ 観光案内業
- ⑤ 土産品等特産品製造事業者
- ⑥ 土産品販売店
- ⑦ レンタカー（レンタサイクル）

## (支給方法及び支給額)

第5条 本事業で交付する額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 定額給付による支給額は、20万円とする。
- (2) 定額給付によらない支給額については、別に算定するものとする。

2 前項第2号に掲げる支給を受ける者は、専ら観光事業に従事している事業者の内、村長が適当と認めたものとする。

(申請の期限)

第6条 本事業で交付を受けるための申請の期限は、令和3年10月30日までとし、期限を過ぎた場合は給付を受けられないものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業に必要な事項は別に定める。

(施行期日)

第8条 この要綱は、交付の日から施行する。